

ふるさと時代祭りフォトコンテスト 2024 実施要項

1 名称

ふるさと時代祭りフォトコンテスト 2024

2 実施主体

主催：都留市

共催：都留市観光協会、ふるさと時代祭り実行委員会

3 目的

毎年 9 月に行われる、ふるさと時代祭りは、「城下町つる」のイメージを市内外に発信できる絶好の機会となる。参加型フォトコンテストを開催することにより写真家や SNS を活用する若者等をふるさと時代まつりに誘致し、更なる情報発信を狙う。加えて、祭りに対する市民の関心を高め、市制 70 周年を迎えた都留市への更なるシビックプライドの醸成を図る。

なお、応募作品は、都留市の魅力を伝える一枚として、今後作成するパンフレットやポスター等の広報活動に使用する。

4 募集写真

令和 6 年 8 月 24 日（土）～11 月 10 日（日）までに撮影した、つる産業まつり 2024×第 40 回ふるさと時代祭りに関連した写真に限ります。

○8 月 24 日（土）～9 月 1 日（日）

おはっさくウィーク期間中の企画、取り組み、練習の様子

○10 月 26 日（土）

八朔祭屋台お囃子演奏会、打ち上げ花火

○11 月 10 日（日）

つる産業まつり 2024×第 40 回ふるさと時代祭り

（特産品等販売、呈茶席、ステージ演出、お茶壺道中行列、大名行列等）
など

※ 写真のジャンルは問いません。

5 応募資格

誰でも応募可能です。（都留市民、祭りを訪れる観光客等）

6 募集期間

令和 6 年 8 月 24 日（土）午前 8 時～11 月 17 日（日）午後 8 時とします。

7 応募方法

○一般部門

- (1) photocon@city.tsuru.lg.jp 宛に件名を「ふるさと時代祭りフォトコンテスト」とし、メールを送付してください。
- (2) 本文に『写真のタイトル、住所、氏名、電話番号』を記載してください。
- (3) 撮影した画像をメールに添付（10MB まで）してください。

※ 1 通のメールで応募できるのは、1 作品のみとします。複数の作品を応募する場合は、1 作品ごとにメールで送信してください。

※ 1 人が応募できるのは 3 作品までとします。3 作品より多く応募された場合は、最初の 3 作品を審査対象とします。

※ おはっさくウィーク期間中の写真を応募する場合には、メール本文へ活動内容の記載をお願いします。

（例）8 月 25 日 大名行列の総練習にて撮影しました。

○SNS 部門

- (1) 公開になっている Instagram アカウントでの投稿が対象です。
- (2) Instagram で都留市 (@tsuru.city) 及び都留市つるビー (@55tsurub) のアカウントをフォローしてください。
- (3) キャプションテキスト欄に「【○○】」（○○には題名を記載してください。）と「#ふるさと時代祭りフォトコンテスト 2024」を記載し、投稿してください。

※ 1 つの投稿で複数の写真がある場合は、最初の写真を審査対象とします。

※ 1 人が応募できるのは 3 作品までとします。3 作品より多く応募された場合は、最初の 3 作品を審査対象とします。

※ おはっさくウィーク期間中の写真を応募する場合には、キャプションテキスト欄へ活動内容の記載をお願いします。

（例）8 月 25 日 大名行列の総練習にて撮影しました。

- (4) フォトコンテストの結果発表までは写真を削除しないでください。

※ 削除された写真は審査対象外となります。

- (5) 選考期間、入選作品の発表が終わるまで都留市及び都留市つるビーのアカウントフォローを外さないでください。

※ 入賞作品については、後日ダイレクトメッセージにて連絡します。

8 応募要件

- (1) 応募作品は各部門につき 1 人 3 作品までとし、入賞作品は 1 人につき 1 作品とします。
- (2) 応募作品の著作権に関する全ての権利は著作権法第 27 条翻訳権・翻案権等、第 28 条二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含み、主催者・共催者に帰属するものとします。

【著作権(財産権)(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)】

複製権 (著作権法第 21 条)	著作物を印刷、写真、複製、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
上演権・演奏権 (著作権法第 22 条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
上映権 (著作権法第 22 条の 2)	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等 (著作権法第 23 条)	著作物を公衆送信し、又は公衆送信された著作物を公に伝達する権利
口述研 (著作権法第 24 条)	著作物を口頭で公に伝える権利
展示権 (著作権法第 25 条)	美術の著作物又は未発行の写真を原作品により公に展示する権利
頒布権 (著作権法第 26 条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
譲渡権 (著作権法第 26 条の 2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利
貸与権 (著作権法第 26 条の 3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権・翻案権 (著作権法第 27 条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利 (著作権法第 28 条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

- (3) 応募作品の著作者人格権については、以下の権利を行使しないものとします。

【著作人格権(著作者の人格的利益を保護する権利)】

公表権 (著作権法第 18 条)	未発表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
氏名表示権 (著作権法第 19 条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権 (著作権法第 20 条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

- (4) 応募作品は、広報誌・広告・ポスター等の印刷物、ホームページ、SNS 等のウェブコンテンツとしての 2 次使用を無償で自由に使用できるものとします。
- (5) 作品は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品のもので単品写真に限ります。
※ 組写真は対象外です。
- (6) 過度な画像加工（色調を大きく変えるフィルターの使用等）をしたものは、審査の対象にはなりません。
- (7) 人工知能（AI）を使って作成したものは、審査の対象にはなりません。
- (8) 人物を被写体とする場合は、必ず被写体の人物に撮影及び応募の許可を得たうえで応募してください。
※ 被写体が未成年者の場合には、保護者の承諾が必要となります。
- (9) 本企画応募作品について、第三者との間に紛争等が生じた場合には、応募者自身はその責任において当該紛争等を解決するものとし、主催者・共催者は紛争等の責任は一切負わないものとします。
- (10) 入賞決定後でも、審査の対象とならないことが判明した場合には、入賞を取り消させていただきます。

9 個人情報について

応募者の個人情報は、このフォトコンテスト以外の目的には使用しません。

10 表彰

○一般部門

- ・大賞（都留市長賞）...1 点：賞状・副賞（3 万円）
- ・優秀賞...計 2 点：賞状・副賞（各 1 万円）

○SNS（Instagram）部門

- ・SNS 賞...計 5 点：賞状・副賞（各 1 万円）

※ただし、18 歳未満の受賞者については、副賞は同額のクオカードとします。

11 審査

- (1) 審査日 募集期間終了後、回覧レポートにて実施
最終審査：令和 6 年 11 月 19 日（火）
- (2) 審査員 総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業建設部長、
教育次長（予定）

12 入賞者への通知

入賞者へは、部門ごと下記のとおり入賞の通知をお送りします。連絡した日を含めた 3 日以内に返信がない場合、入賞は無効となりますのでご注意ください。

○一般部門

応募したメールアドレス宛に入賞通知メールをお送りします。

※ その際、表彰式への出席の有無等をお聞きしますのでご返信ください。

○SNS（Instagram）部門

投稿したアカウント宛にダイレクトメッセージにて入賞通知をお送りします。

※ その際、画像データの提供、個人情報（氏名、住所等）の開示、表彰式への出席の有無等をお聞きしますのでご返信ください。

13 表彰式

令和 6 年 12 月 4 日（水）18 時～（予定）

14 展示

表彰作品（大賞及び優秀賞）は 12 月 3 日（火）～13 日（金）

※ まちづくり交流センター1 階ロビーでの展示

15 承諾書

応募要件第 2 号及び第 3 号の写真の著作権・著作者人格権に関して、入賞作品については再確認を含め、承諾書（別紙）の提出をお願いします。